

## (別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	—	追加	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更に該当しない。
令和6年11月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項)</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第16条及び第24条)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第16条及び第24条)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第24条)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	番号法改正に伴う変更。

令和6年11月1日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、5条、9条、10条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条、22条の2、24条の2、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) ※別表2第30項と46項に係る主務省令は未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第2(第27、42、43、44、45、121項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、25条、25条の2、26条) ※別表2第45項に係る主務省令は未制定</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1,2,3,5,6,7,11,13,15,16,19,20,27,28,37,38,39,42,48,49,53,56,57,58,59,63,65,66,69,71,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,125,129,130,131,132,137,138,140,141,142,144,145,151,152,155,156,158の項)</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、71の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法</p>	その他(端末検索)	その他(端末検索、書かない窓口システム)	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。
令和6年11月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無</p>	9件	10件	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。

令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	国民健康保険被保険者証(高齢受給者証)の一斉更新について	国民健康保険資格確認書等の一斉更新について	事前	健康保険証廃止に伴う文言修正
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2①委託内容	被保険者(短期証、資格者証除く)に対し有効期限を更新した保険証の作成	被保険者に対し有効期限を更新した資格確認書等の作成	事前	健康保険証廃止に伴う文言修正
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事前	委託先の変更に伴うもの
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3③委託先名	日本電算機用品株式会社	株式会社KMC 平塚営業所	事前	委託先の変更のため
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11	—	追加	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先1(厚生労働大臣) ①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第2(第1項)	番号法第19条第8号 別表1の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先2(全国健康保険協会) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第2項)	番号法第19条第8号 別表2の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先3(健康保険組合) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第3項)	番号法第19条第8号 別表2の項	事後	番号法改正に伴う変更。

令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先4(厚生労働大臣) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第4項)	番号法第19条第8号 別表3の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先5(全国健康保険協会) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第5項)	番号法第19条第8号 別表4の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先6(市町村長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第17項)	番号法第19条第8号 別表14の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先7(都道府県知事等) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第26項)	番号法第19条第8号 別表23の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先8(市町村長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第27項)	番号法第19条第8号 別表24の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先9(社会福祉協議会) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第30項)	番号法第19条第8号 別表26の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先10(日本私立学校振興・共済事業団) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第33項)	番号法第19条第8号 別表35の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先11(国家公務員共済組合) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第39項)	番号法第19条第8号 別表42の項	事後	番号法改正に伴う変更。

令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先12(国民健康保険組合) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第42項)	番号法第19条第8号 別表44の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先13(地方公務員共済組合) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第58項)	番号法第19条第8号 別表59の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先14(市町村長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第62項)	番号法第19条第8号 別表61の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先15(後期高齢者医療広域連合) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第80項)	番号法第19条第8号 別表85の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先16(都道府県知事等) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第87項)	番号法第19条第8号 別表95の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先17(市町村長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第93項)	番号法第19条第8号 別表100の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先18(独立行政法人日本学生支援機構) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第106項)	番号法第19条第8号 別表115の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転提供先19	(提供先)厚生労働大臣又は共済組合等(法令上の根拠①)番号法第19条第8号 別表第2(第46項)	(提供先)厚生労働大臣(法令上の根拠①)番号法第19条第8号 別表46の項	事後	番号法改正に伴う変更。

令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先20(都道府県知事) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第9項)	番号法第19条第8号 別表8の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先21(市町村長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第12項)	番号法第19条第8号 別表9の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先22(都道府県知事) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第15項)	番号法第19条第8号 別表8の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先23(都道府県知事) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第22項)	番号法第19条第8号 別表22の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先24(厚生労働大臣) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第78項)	番号法第19条第8号 別表83の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先25(都道府県知事又は 保健所を設置する市の長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第97項)	番号法第19条第8号 別表105の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先26(都道府県知事又は 市町村長) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第109項)	番号法第19条第8号 別表117の項	事後	番号法改正に伴う変更。
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 個人情報の提供・移転 提供先27(都道府県知事) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第120項)	番号法第19条第8号 別表131の項	事後	番号法改正に伴う変更。

令和6年11月1日	V評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年4月10日	令和6年11月1日	事後	重点項目評価書における特定個人情報ファイル取扱いの委託に変更が生じたため。
令和7年1月22日	I 基本情報_2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_①システムの名称	—	書かない窓口システム	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。
令和7年1月22日	I 基本情報_2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_②システムの機能	—	書かない窓口システム	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。
令和7年1月22日	I 基本情報_2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_③他のシステムとの接続	—	書かない窓口システム	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。